

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項第三号に掲げる者（成果活用促進事業を行う者）に対する出資に関する認可基準

経済産業大臣決定 令和4年10月18日

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第二項の規定（同条第一項第三号に係るものに限る。）を実施するため、研究開発法人の出資に関する認可基準を次のように定める。

第一条 経済産業大臣は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「法」という。）第三十四条の六第二項の認可に係る申請の内容が次に掲げる事項に該当すると総合的に見て判断される場合に限り、これを認可するものとする。

一 出資の相手方に関すること。

イ 出資の相手方が、法第三十四条の六第一項第三号に規定する研究開発の成果の活用を促進する者（以下「成果活用等支援法人」という。）であって、出資を行おうとする研究開発法人と連携関係のあるものであること。

ロ 出資を受けようとする成果活用等支援法人が、株式会社、持分会社であり、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 当該法人が次のいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に指定する暴力団員（以下この①において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するもの

② 法若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの

(2) 当該法人の役員が次のいずれにも該当しないこと。

① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

② 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

③ 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

④ 暴力団員等

ハ 出資を受けようとする成果活用等支援法人が、成果活用促進事業（研究開発法人

の研究開発成果の民間事業者への移転、当該研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせん、民間事業者等との共同研究開発等、その他の活動により当該研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進するため、成果活用等支援法人が行う事業であって、研究開発法人から出資並びに人的及び技術的援助を受けて行うものをいう。以下同じ。)の実施に係る次に掲げる要件を満たし、当該事業を適切に実施することが認められること。

(1) 成果活用促進事業の内容及び実施方法に関する事項

① 成果活用促進事業の内容

成果活用等支援法人は、次の1から4までに掲げる業務のうち該当する業務について、自らにおいてすべて行うか、又は当該成果活用促進事業に係る業務の一部を適確かつ円滑に実施することができる委託先に委託すること等により、責任を持って遂行すること。

1 研究開発の成果の民間事業者への移転（(四)から(七)までに掲げる業務については、(一)から(三)までに掲げる業務に附帯して行う場合に限る。）

(一) 企業化し得る研究開発の成果の発掘、評価、選別等

- i 研究開発法人及びその研究者等との提携関係を築くことにより、研究開発の成果の安定的な供給を受けること。
- ii 提携関係を有している研究開発法人及びその研究者等からの情報提供を受け、又は自ら情報の収集・発掘を行い、市場ニーズを踏まえながら、事業の実現可能性、収益性及び特許化可能性の観点から研究開発の成果の評価及び選別を行うこと。
- iii 研究開発法人及びその研究者等から「特許を受ける権利」等の形態で研究開発の成果を譲り受ける場合等においては、事業の実現可能性、収益性及び特許化可能性等を十分検討した上で行うこととし、譲り受けた研究開発の成果については可能な限り特許権等の取得を図るよう努めること。
- iv 特許出願等を行わない場合や保有する特許権等について特許料等の納付を停止しようとする場合は、研究開発の成果の譲渡を受けた相手に権利を返還するよう努めること。

(二) 研究開発の成果に関する情報の提供等

- i 研究開発法人及びその研究者等から譲り受けた研究開発の成果のうち企業化の可能性が高いと評価したものについて、当該研究開発の成果の活用が期待される成果活用促進事業による支援の対象となる民間事業者に対して情報提供を行うこと。
- ii 情報提供に際しては、特定の民間事業者に対して不当な差別的取扱いをすることのないよう努めること。
- iii 会員制を採用し、会員に対して優先的に研究開発の成果についての情報提供を行う場合は、会員になるための条件において不当な差別的取扱いをすることなく、広く会員を募集するよう努めること。

iv 特許出願等の出願公開前における情報提供等については、発明等の新規性の喪失等を回避するため、その内容の秘密保持に十分注意すること。

(三) 特許権等についての民間事業者への実施許諾等

研究開発法人及びその研究者等から譲り受けた特許権、実用新案権、回路配置利用権等に係る発明等については、自ら実施することなく、企業化の意思のある民間事業者に対して積極的に譲渡、専用実施権の設定、通常実施権の許諾等を行い、当該発明等の企業化を通じた効率的な収益の実現を図ること。

(四) 経営面での助言

研究開発の成果の移転先の民間事業者に対して税務、会計、法務その他経営に関する事項について助言を行うこと。

(五) 技術指導等

- i 研究開発の成果の移転先の民間事業者に対して技術指導、研究開発の成果の周辺技術に係る技術情報の提供等を行うこと。
- ii 研究開発の成果の周辺技術に係る研究開発等を行うこと。

(六) 金融面での支援

研究開発の成果の移転先の民間事業者に対して研究開発の成果の企業化に必要な資金調達先の紹介、成果活用促進事業の対価として新株、新株予約権又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債の保有等を通じ、当該民間事業者の資金調達の円滑化を図ること。

(七) その他研究開発の成果の効率的な移転に必要な業務

(四) から (六) までに掲げる業務を効率的に行うための共用施設の運営その他の研究開発の成果の効率的な移転に必要な業務を行うこと。

2 研究開発法人の共同研究開発等の企画及びあっせん（(三) に掲げる業務については、(一)、(二) に掲げる業務に附帯して行う場合に限る。）

- (一) 研究開発法人の共同研究開発又は受託研究開発の企画及びあっせん
- (二) 共同研究開発又は受託研究開発のプロジェクト進捗管理
- (三) その他効率的な共同研究開発等の企画及びあっせんに必要な業務
  - (一)、(二) に掲げる業務を効率的に行うための共同研究開発又は受託研究開発の企画及びあっせんに必要な業務を行うこと。

3 民間事業者等との研究開発（(二) に掲げる業務については、(一) に掲げる業務に附帯して行う場合に限る。）

- (一) 共同研究開発又は受託研究開発
  - 研究開発の成果を実用化するために必要な民間事業者等との共同研究開発又は受託研究開発（試作品製作を伴う研究開発等を含む。）を行うこと。
- (二) その他効率的な研究開発に必要な業務
  - (一) に掲げる業務を効率的に行うための共同研究開発又は受託研究開発（試作品製作を伴う研究開発等を含む。）に必要な業務を行うこと。

#### 4 その他研究開発成果の活用の促進に必要な業務

当該研究開発法人の有する研究開発の成果等を活用できる企業とのプラットフォームの構築、当該プラットフォームを通じた企業への情報提供及び連携促進その他の研開発究成果の活用の促進に必要な業務を行うこと。

##### ② 経営方針の策定及び中長期的事業計画の作成

成果活用等支援法人は、基本的な経営方針を策定するとともに、将来にわたって成果活用促進事業を存続させることを前提として、当該事業の実施に関する中長期的な事業計画を作成すること。

##### ③ 適切な人材の確保

成果活用等支援法人は、成果活用促進事業を適切かつ確実に遂行するため、業務全体の内容を責任を持って監督し得る能力を有する常勤の役職員を一名以上確保することとする。また、特許等に関する知識が豊富な者や、技術のマーケティング及びライセンス活動の能力があると考えられる人材、研究開発についてのプロジェクトマネジメントの経験を有する人材、研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発に係る研究者等、適切な人材を確保・配置するよう努めること。

##### ④ その他

成果活用等支援法人は、成果活用促進事業以外の事業を同一の主体が併せて営む場合は、成果活用促進事業に係る取引とそれ以外の事業に係る取引に関する経理を区分するなど成果活用促進事業に係る経理を明確化すること。

#### (2) 成果活用促進事業の実施に際し配慮すべき事項

成果活用等支援法人の事業活動は、研究開発法人以外からの収益の拡充につながるものとなるよう配慮すること。

成果活用等支援法人において支援の対象とする民間事業者の事業活動が、研究開発法人の研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出に寄与するものであること。

また、成果活用等支援法人は、成果活用促進事業が研究開発法人における研究活動の成果を効率的に社会に還元するものであることに鑑み、成果活用促進事業と類似の事業を行う者の活動を不当に妨げることがないように配慮すること。

加えて、研究開発の成果の活用に関する情報の提供及び実施許諾等に際し、中小企業者に対して不当な差別的取扱いをすることのないよう配慮すること。

ニ 出資を受けようとする成果活用等支援法人が、第三条第一号及び第二号に掲げる書類を出資を行おうとする研究開発法人に提出していること。

ホ 成果活用等支援法人が出資を受けようとする年度の前年度までの当該成果活用等支援法人の累積損益が黒字等であるか、又は赤字である場合には次のいずれかに該当すること。

(1) 合理的な期間のうちに損益の状況が相当程度改善することが見込まれること。

(2) 成果活用促進事業の充実・拡大が具体的に見込まれること。

(3) 出資が赤字補填の目的ではなく、かつ、(1)又は(2)に準ずる特段の

事由があること。

- ヘ 出資を受けようとする成果活用等支援法人が、支払不能や債務超過による破産、会社更生、民事再生等の手続き開始のおそれがなく、かつ、銀行取引停止処分を受けていないこと。
  - ト 研究開発の成果の民間事業者への移転等を通じ、資金面において研究活動の活性化に寄与するため、その収益を研究者等のみならず研究開発法人に対しても寄附その他の方法により一定割合を還流するよう努めること。研究開発法人及びその研究者等に対する収益の配分及び還流の方法について広く公表すること。
- 二 出資を行おうとする研究開発法人に関すること。
- イ 出資の財源については、出資を行おうとする研究開発法人の自己収入（※）をその原資とすることを基本とすること。  
※国民負担に帰さない収益（運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等以外の収益）。具体的には、寄附金、特許料収入、受託収入、財務収益（運営費交付金の財務収益等国費由来のものは除く。）、雑収益（運営費交付金で購入した物品の売却益等国費由来のものは除く。）等。
  - ロ 出資に当たって、役員会（これに準ずる機関を含む。以下同じ。）の審議及びその他所要の手續（以下「役員会の審議等」という。）を経ていること。その際には、役員会の審議等の記録が作成され、出資に関する議事の内容が明瞭に記載されていること。
  - ハ 役員会の審議等を経る際に、出資の相手方となる成果活用等支援法人の関係者が当該役員会の審議等における意思決定において主導的役割を果さないようにする等の配慮がなされていること。
  - ニ 研究開発法人が他の個人や企業等から寄附を受けて出資を行おうとする場合には、当該研究開発法人の所要の手續を経る際に、寄附を行う個人や企業等の関係者が当該役員会等の意思決定において主導的役割を果たさないようにする等の配慮がなされていること。
  - ホ 研究開発法人が成果活用等支援法人に対する出資を行うに当たっては、研究開発法人において出資事業に関係する部局の間で適切な役割分担がなされた上で、組織的な体制が構築されているとともに、外部有識者により構成される委員会（ただし、当該委員会に、出資を行おうとする研究開発法人の役職員一名を置くことができる。）による審議を経て、当該成果活用等支援法人による成果活用促進事業の実施状況を定期的に把握し評価する体制が構築されていること。
- 三 出資に係る給付及び取得株式の価額等に関すること。
- イ 出資に係る給付が知的財産等の現物出資である場合は、その評価額が市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。
  - ロ 研究開発法人が出資によって取得する株式の評価額が、市場における取引価格等に照らして合理的な範囲内のものであること。
  - ハ 出資に係る給付及び取得株式の対価関係が、合理的な範囲内のものであること。
  - ニ 研究開発法人が出資によって取得する株式が議決権制限株式や劣後株等である場合は、合理的な理由に基づくものであること。

第二条 経済産業省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年経済産業省令第七十六号）第二条第一項に規定する申請書の様式は、別記様式のとおりとする。

第三条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 申請者である研究開発法人（ホにおいて「申請者」という。）が出資を行おうとする成果活用等支援法人（これらを設立しようとする者である場合を含む。以下「出資先法人」という。）に関する次に掲げる書類

イ 出資先法人の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該法人が登記している場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

ロ 出資先法人の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

ハ 出資先法人の役員（成果活用等支援法人を設立しようとする者である場合にあっては、当該成果活用等支援法人の役員になろうとする者）が成果活用促進事業の実施に必要な知識、能力及び実績を有することを証する書類

ニ 出資先法人が成果活用促進事業を円滑かつ確実に実施することができる体制を有することを証する書類

ホ 出資先法人に対する成果活用促進事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助が見込まれることその他の当該法人と申請者との間の連携協力体制を説明する書類

ヘ 次の（１）又は（２）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（１）又は（２）に定める書類

（１） 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）を必要とする場合 当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類

（２） 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。）をしなければならない場合 当該届出をしたこと又はこれをするすることができることを証する書類

ト 出資先法人が実施する成果活用促進事業の収益の目標を定める書類

チ 出資先法人が支援を行う対象となる民間事業者及び当該支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定める書類

リ 出資先法人が成果活用促進事業を実施するに当たり必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

ヌ 出資先法人が次のいずれにも該当しないことを証する書類

（１） 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（２） 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しないもの

ル 出資先法人の役員が次のいずれにも該当しないことを証する書類

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (3) 法若しくは金融商品取引法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (4) 暴力団員等

ヲ 出資先法人が株式会社にあつては当該出資に係る株式の発行を決定した際の当該決定に係る取締役会議事録、特例有限会社にあつては研究開発法人の当該出資に係る持分の取得を承認した際又は当該出資の引受をする権利の取得を決議した際の当該承認又は決議に係る社員総会議事録、その他の法人にあつてはこれらに準ずる書類

二 当該出資に係る研究開発法人の役員会の審議等の記録

附 則

この決定は、公布の日から実施する。

経済産業大臣 氏名 殿

年 月 日

出資に係る認可申請書

住 所  
名 称  
代表者の氏名

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の六第二項の規定に基づき、下記の計画について認可を受けたいので、申請します。

記

1. 成果活用等支援法人に関する事項  
別表 1 のとおり
2. 成果活用促進事業の内容及び実施方法  
別表 2 のとおり
3. 成果活用促進事業の実施時期  
事業開始（予定）： 年 月
4. 成果活用促進事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法  
別表 3 のとおり
5. 出資に係る財産の内容及び評価額（財源）
6. 出資を行おうとする時期
7. 出資を必要とする理由
8. 出資の認可の申請に係る手続きについて
9. 成果活用等支援法人が行う事業が適正に執行されるよう、研究開発法人がとる措置
10. 株式等について
  - (1) 取得予定の出資先の株式会社の株式数又は特例有限会社の出資口数
  - (2) 取得予定株式の種類、種類ごとの数及び議決権の状況
  - (3) 研究開発法人の取得予定の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数又は資本に占める割合（設立中の法人については発行予定株式数の総数又は予定される資本に占める割合）
  - (4) 研究開発法人が既に所有している出資先の株式会社の株式数又は特例有限

会社の出資口数

- (5) 研究開発法人が既に所有している出資先の株式の種類、種類ごとの数及び現在の議決権の状況
- (6) 研究開発法人が既に所有している出資先の株式又は持分が、出資先の発行済株式の総数又は資本に占める割合

**【連絡先】**  
担当者名  
電話番号

(備考) 用紙の大きさはA4とする。

(記載要領)

(1) 「5. 出資に係る財産の内容及び評価額(財源)」には、現物出資の場合は、その評価額及び評価額の算定根拠を記入すること。必要であれば参考資料を添付すること。また、出資を行う財源についても記入すること。【例(寄附金、受託研究の間接経費、剰余金)】

(2) 「7. 出資を必要とする理由」には、出資先において、前年度までの累積損益が赤字である場合は、出資先の累積損益の改善見込み及び今後の事業計画において研究開発法人が当該出資先に出資する必要性を記載すること。

(3) 「8. 出資の認可の申請に係る手続きについて」には、研究開発法人の手続きの経過を記載すること。出資の相手先の関係者が手続きに関与した場合は、必ずその詳細を記入すること。

(4) 「9. 成果活用等支援法人が行う事業が適正に執行されるよう、研究開発法人がとる措置」については、第一条第二号ホに掲げる事項に係ることについて記入すること。

また、①関係部局の役割分担、②外部有識者等の助言を得つつ、成果活用促進事業の実施に関する状況を定期的に把握し評価する体制(外部有識者の名簿・略歴を含む。)について記入すること。

(5) 「10. (2) 取得予定株式の種類、種類ごとの数及び議決権の状況」には、取得予定株式の取得後における研究開発法人に係る出資先の議決権の状況が明瞭になるように、取得予定の株式に劣後株等が含まれる場合は、株式の種類、種類ごとの数及び議決権の状況を記入すること。

(6) 「10. (5) 研究開発法人が既に所有している出資先の株式の種類、種類ごとの数及び現在の議決権の状況」には、既に株式を所有している場合は、所有している株式(劣後株が含まれる等)の種類、種類ごとの数及び現在の議決権の状況を記入すること。

別表 1

成果活用等支援法人の要件に関する事項

1. 名称
2. 所在地（注1）
3. 代表者
4. 連絡先
5. 設立年月日（予定年月日）
6. 出資金及び出資者等の構成（注2）
7. 役員の構成（注3）
8. 組織（注4）
9. 役職員数（注5）

	成果活用促進事業に 従事する役職員数	全役職員数
常勤役職員（注6） （うち実施する業務に関する専 門的知識・能力を有する者）	名 （ 名）	名 （ 名）
非常勤役職員 （うち実施する業務に関する専 門的知識・能力を有する者）	名 （ 名）	名 （ 名）
合計 （うち実施する業務に関する専 門的知識・能力を有する者）	名 （ 名）	名 （ 名）

（備考）用紙の大きさはA4とする。

（注1）成果活用促進事業を実施する本拠となる場所の住所を記載する。

（注2）一般社団法人又は一般財団法人の場合は、基金の額及び出えん者の構成を記載する。  
学校法人の場合は、基本金の額を記載する。

（注3）常勤・非常勤の区別が明らかになるよう記載する（なお、ここでいう「常勤」の意味については、注6参照）。また、役員の略歴を記載した資料を添付する。

（注4）組織図を添付する。

（注5）「実施する業務に関する専門的知識・能力を有する者」（特許に関する知識が豊富な者、技術のマーケティング及びライセンス活動の能力があると考えられる人材、研究開発についてのプロジェクトマネジメントの経験を有する人材、研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発に係る研究者等をいう。）を他の役職員と区別して記載する。また、配置する専門的な人材の専門分野ごとに、専門的知見・能力を有する者の要件及び人数を記載した資料を添付する。

（注6）「常勤」とは、成果活用促進事業を実施する者との契約関係・身分関係の別を問わず、同事業を実施する場所を主たる勤務先とすることをいう。

別表 2

成果活用促進事業の内容及び実施方法

1. 企業化し得る研究開発の成果の安定的な供給を受けることの説明（提携関係を有する研究開発法人の名称又は研究者の氏名及びその所属研究開発法人の名称を含む。）
2. 研究開発の成果の評価及び選別の具体的方法
3. 研究開発の成果の活用が期待される民間事業者に対する研究開発の成果に関する情報の提供の方法（①会員制を採用する場合、会員の募集方法、会費、会員数見込その他の運営方法、②特許出願等の出願公開前における秘密保持の具体的方法を含む。）
4. 特許権等についての民間事業者への実施許諾等の具体的方法
5. その他研究開発の成果の効率的な移転に必要な業務として行われる業務の内容及びその実施方法（注）
(1) 経営面での助言
(2) 技術指導等
(3) 金融面での支援
(4) その他研究開発の成果の効率的な移転に必要な業務
6. 共同研究開発又は受託研究開発の企画及びあっせん
7. 共同研究開発又は受託研究開発のプロジェクト進捗管理
8. その他効率的な共同研究開発等の企画及びあっせんに必要な業務（注）
9. 共同研究開発又は受託研究開発
10. その他効率的な研究開発に必要な業務（注）
11. その他研究開発の成果の活用の促進に必要な業務
12. 成果活用促進事業の目的
13. 類似の事業を行う者及び中小企業者への配慮の具体的内容

1から5まで、6から8まで、9及び10まで、又は11のうち該当する事項について記入すること。

(注) 5、8及び10については該当する事項がある場合のみ記入すること。

(備考) 用紙の大きさはA4とする。

別表 3

成果活用促進事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1. 成果活用促進事業の運営に伴い見込まれる収入及び費用

(単位：千円)

	年度								
営業収入(A) ライセンス収入(a) 会費収入(b) 助成金(c) その他収入(d)									
営業費用(B) 人件費(e) 特許関係経費(f) その他経費(g)									
経常利益(C=A-B)									
法人税等(D)									
税引後損益(E=C-D)									
累積損益(F)									

2. 成果活用促進事業の実施に必要な資金の調達方法

(単位：千円)

	年度								
内部留保計(G) 経常利益(C) 特許費償却戻入(f') 償却費戻入(g') 支払税等(D')									
財務収入計(H) 出資金(h) 会費収入(b') 助成金(c') 借入金(i)									
財務支出計(I) 創業費(j) 特許関係投資(f'') 設備投資(g'') 借入金返済(i')									
財務収支(J=H-I)									
期末現金残高(K=G+J)									
借入金残高(L)									

(備考) 用紙の大きさはA4とする。

(注) 1. 少なくとも5期以上について記載する。

2. 研究開発法人からの収入とそれ以外の者からの収入を分けて明示する。

3. 金融機関からの融資期待がある場合で、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの債務保証の期待がある場合は、その旨を記載する。

4. 本表は一つの例を示したものであり、適宜修正も可とする。